

## 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

### 改正概要

- 国における国庫負担金の算定基準の見直しとして、非常災害時等の支給要件、金額が変更されることに伴い、支給要件及び支給額を次のとおり見直す。

| 区分              | 見直し後                              |                  | 現行                  |                  |
|-----------------|-----------------------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 非常災害時の児童生徒の保護等  | <u>4時間以上</u><br><u>1時間以上4時間未満</u> | 8,000円<br>4,000円 | 6時間以上<br>2時間以上6時間未満 | 7,500円<br>1,100円 |
| 児童生徒の負傷に伴う救急業務  | <u>4時間以上</u><br><u>1時間以上4時間未満</u> | 8,000円<br>4,000円 | 6時間以上<br>2時間以上6時間未満 | 7,000円<br>900円   |
| 児童生徒に対する緊急の補導業務 | <u>4時間以上</u><br><u>1時間以上4時間未満</u> | 8,000円<br>4,000円 | 6時間以上<br>2時間以上6時間未満 | 7,000円<br>900円   |
| 甚大災害時の児童生徒の保護等  | <u>4時間以上</u>                      | 16,000円          | (新規)                |                  |

※週休日・休日に業務に従事した場合又はその他の日における正規の勤務時間外に業務に従事した場合

※甚大災害とは、災害対策基本法第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される非常災害が対象

- 市単独措置として支給していた「2時間以上6時間未満 900円及び1,100円」の手當については、「1時間以上4時間未満 4,000円」とする。
- 「甚大災害時」については、今回の見直しに併せて新たに設置する。